「静岡県国公立高等学校等奨学給付金」申請の御案内

制度概要

- ●授業料以外の教育費の負担を軽減し、教育の機会均等に寄与することを目的とした返済不要の給付金
- ●要件を満たす世帯へ申請により年1回給付(概ね6月~8月頃に申請受付。10月末給付予定)
- ●毎年給付を希望する場合は、毎年申請が必要
- ●授業料に係る支援「 就学支援金 」とは別に申請手続きが必要。

支給対象要件

- ●令和6年7月1日現在、保護者等が静岡県内に在住している。
- ●令和6年7月1日現在、生徒等が国公立の高等学校に在学している。
- ●児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。

収入要件(以下のどちらかにあてはまる方)

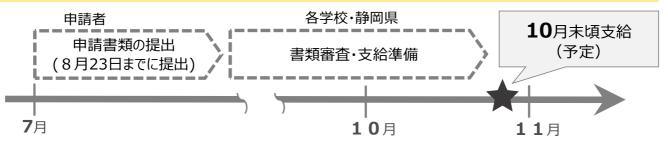
- ●令和6年7月1日現在、**生活保護(生業扶助)**を受給している世帯
- 令和 6 年度の保護者等の県民税・市民税所得割額が非課税である世帯

給付額(1人あたり年額)

対象生徒の区分		給付金額			
		全日·定時	通信制	専攻科	
生活保護(生業扶助)受給世帯		32,300円			
県民税・市民税 所得割額 が <u>非課税世帯</u>	【第1子】 下記①・②・③に該当する兄弟姉妹の いない生徒	122,100			
	【第2子以降】 同一の者に扶養されている「15歳~23歳未満の兄弟姉妹」において、下記の①~③のいずれかに該当する者①扶養されている兄姉がいる②中学・高校等に通っていない弟妹がいる③専攻科・通信制高校・特別支援学校に通っている弟妹がいる	50,50 143,700		50,500	

[※] 年齢及び扶養者の状況は令和6年7月1日現在で判断します。また、扶養の状況は扶養誓約書により判断します。

給付額申請から支給までの流れ



- ※ 静岡県内の学校に通っている場合は、在学している学校へ問い合わせ・申請してください。 静岡県外の学校に通っている場合は、静岡県教育委員会に直接問い合わせ・申請してください。
- ※ 申請書等の提出が遅れた場合は、支給日も遅れる可能性があります。御承知おきください。

申請に必要な書類

区分	生活保護	非課税世帯				
書類	(生業扶助) 受給世帯	全日制・定時制		`禹 <i>[</i> =≠	由1643	
首 棋		第1子	第2子以降	通信制	専攻科	
高校生等奨学給付金受給申請書 (様式 1)	0	\circ	0	\bigcirc	0	
在学証明書(県外の学校在学者) ※ R 6.7.1以降に発行されたもの	0	\circ	0	\bigcirc	0	
住民票(県外の学校在学者) ※ R 6.7.1以降に発行されたもの 静岡県内に居住している <u>保護者等のもの</u> (マイナンバーの記載のないもの)	0	0	0	0	0	
生活保護(生業扶助)受給証明書 (様式2) ※扶助費目の記載がある生活保護証明書でも可	0	1		I	_	
保護者等全員の 課税証明書又は住民税決定通知書等 ※ <u>令和6年度</u> のもの	_	0		0	\circ	
扶養誓約書(様式1-2) ※15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の子 を2人以上扶養している場合	_	_	0	_	_	

[※] 区分については、「対象確認シート」で確認してください。

注意事項

●提出期限については、下記のとおりとなります。

静岡県内の高校に在学している場合: 学校指定日

静岡県外の高校に在学している場合: 令和6年8月23日(金)

●保護者等が令和6年1月1日現在、海外在住等で所得確認ができない場合は、給付対象外となります。

問合せ先・書類提出先

●静岡県内の高校に在学している場合: 在学している学校

●静岡県外の高校に在学している場合: 静岡県教育委員会高校教育課

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号 TEL: 054-221-3110

Mail: kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp

(参考)

私立学校に在学している場合は、静岡県スポーツ・文化観光部私学振興課(054-221-2502) へお問い合わせください。

高校生奨学給付金 対象確認シート

